

公立大学法人金沢美術工芸大学事業年度評価実施要領

平成22年9月30日

金沢市公立大学法人評価委員会決定

1 趣旨

「公立大学法人金沢美術工芸大学の業務実績に関する評価方針」に基づき、金沢市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 実施方法

法人が、当該事業年度に係る業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式1）及び業務実績に関連する参考資料（以下「業務実績報告書等」という。）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該業務実績報告書等及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書（様式2）を作成することにより実施する。

3 評価方法

(1) 評価の構成

「項目別評価」及び「全体評価」による。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

法人が作成した年度計画の最小単位の項目（以下「小項目」という。）ごとに、法人自らが、以下の4段階の区分により、その進捗状況を判断理由を付して評価する。

※ 年度計画の大項目第6から第10に関しては業務実績のみを記載

【評価基準】

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を上回って実施している
Ⅲ	年度計画を十分に実施している
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない
Ⅰ	年度計画を実施していない

イ 評価委員会による評価

(ア) 評価委員会は、法人が行った自己評価の結果について妥当性を確認し、法人と評価の結果が異なる場合は、評価が異なる理由を示すものとする。

(イ) 評価委員会は、(ア)の評価結果を踏まえ、法人の業務実績を総合的に検証し、中期目標の次の大項目（大学の教育研究等の質の向上に関する目標については中項目）ごとに、以下の5段階の区分により進捗状況を評価するとともに、特筆すべき点や改善が望まれる点についてコメントを付す。

- ① 大学の教育研究等の質の向上に関する目標（教育に関する目標）
- ② 大学の教育研究等の質の向上に関する目標（研究に関する目標）

- ③ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標（その他の目標）
- ④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ⑤ 財務内容の改善に関する目標
- ⑥ 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
- ⑦ その他業務運営に関する重要目標

【評価基準】

評価区分	評 価 内 容
S	中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある ※ 評価委員会が特に認める場合
A	中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる ※ 評価委員会の小項目別評価が全てⅣまたはⅢ(注)
B	中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる ※ 評価委員会の小項目別評価のⅣまたはⅢの割合が9割以上(注)
C	中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている ※ 評価委員会の小項目別評価のⅣまたはⅢの割合が9割未満(注)
D	中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある ※ 評価委員会が特に認める場合

(注) 目安であり、社会情勢等の変化による進捗の遅れや、小項目の比重を考慮して評価委員会で判断

(3) 全体評価

評価委員会において、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価する。なお、評価を通じて得られた大学運営に関する課題や改善事項等についても、併せて記載するものとする。

また、評価制度が大学運営の検証という役割に加えて、大学の活動状況を市民に公表する役割も担っていることから、大学の特色ある取り組みや工夫等については、積極的に評価するものとする。

4 評価結果（案）に対する法人の意見の申出機会の設定

評価委員会は、法人の業務実績に関する評価を決定する前に、評価の案を法人に示して意見申出の機会を設けるものとする。

5 スケジュール

原則として、次のスケジュールにより実施する。

- 6月 業務実績報告書等を受理
- 7月 業務実績報告書等に基づく調査・分析
評価結果(案)の法人への提示と法人からの意見申出
- 8月 事業年度評価の決定（業務実績評価書の作成）
評価結果の法人への通知並びに市長への報告及び公表